

福島市飯野イベント広場条例施行規則（平成20年6月27日規則第27号）

最終改正:令和3年9月30日規則第67号

改正内容:令和3年9月30日規則第67号〔令和3年9月30日〕

○福島市飯野イベント広場条例施行規則

平成20年6月27日規則第27号

改正

平成23年2月25日規則第3号

令和3年9月30日規則第67号

福島市飯野イベント広場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福島市飯野イベント広場条例（平成20年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日までに福島市飯野イベント広場使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

（使用の許可）

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により使用の許可をしたときは、福島市飯野イベント広場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用の変更及び取消し）

第4条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の前日までに、福島市飯野イベント広場使用変更（取消）申請書（様式第3号）に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、福島市飯野イベント広場使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、福島市飯野イベント広場使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

（1）市又は市の機関が主催又は主体となつて共催する場合 全額

（2）条例第1条の目的に適合する事業で市民が営利を目的とせず使用する場合 全額

（3）市内の国、独立行政法人又は他の地方公共団体が公用又は公益のために自ら使用する場合 100分の50に相当する額

（4）その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額

3 市長が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

（使用料の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、福島市飯野イベント広場使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

（1）使用者の責めによらない理由により使用できない場合 全額

（2）使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消しを許可した場合 100分の50に相当する額

（3）使用日の前日までに第4条第1項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

（使用者等の遵守事項）

第7条 使用者及び入場者は、福島市飯野イベント広場（以下「イベント広場」という。）の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）許可を受けないで物品を展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

（2）秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。

（3）許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。

（4）所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

（5）係員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（原状回復義務）

第9条 使用者は、イベント広場の使用を終了したとき、又は条例第8条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由

があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又は毀損の届出)

- 第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに福島市飯野イベント広場滅失(毀損)届(様式第7号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、イベント広場の管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福島市飯野イベント広場使用申請書									
年 月 日									
福島市長									
住 所									
申請者 団 体 名									
代表者氏名 (電話 ー)									
使用責任者									
次のとおり申請します。									
使 用 目 的									
行事等の名称									
行事等の概要									
使 用 日 時	年	年	月	日	時	時	分から	分まで	
使 用 人 数	人								
使用する設備 及び備品等									
広場専用使用料	1日	3,300円	日分	計	円	合計	円		
放送設備使用料	1時間	300円	時間分	計	円				
摘 要									

福島市飯野イベント広場使用許可書									
年 月 日									
住 所									
団 体 名									
代表者氏名 (電話 ー 様)									
使用責任者									
福島市長 印									
次のとおり許可します。									
使 用 目 的									
行事等の名称									
行事等の概要									
使 用 日 時		年 年		月 月		日 日		時 時 分から 分まで	
使 用 人 数		人							
使用する設備及び備品等									
広場専用使用料		1日 3,300円		日分		計		円 合計	
放送設備使用料		1時間 300円		時間分		計		円 円	
摘 要									

注意事項

- 1 使用の際は、この許可書を係員に提示し、その指示に従い使用してください。
- 2 許可された時間を超えないようにしてください。
- 3 使用終了後は、施設及び備付物件を原状に回復し、係員の点検を受けてください。
- 4 指定された場所以外で火気を使用しないでください。
- 5 騒音等風紀及び秩序を乱すような行為はしないでください。
- 6 施設、設備、備品等を破損した場合は、速やかに係員へ報告してください。

福島市飯野イベント広場使用変更(取消)申請書		
年 月 日		
福島市長		
住 所		
申請者 団 体 名		
代表者氏名 (電話 —)		
使用責任者		
次のとおり申請します。		
使 用 許 可	年 月 日	
行 事 等 の 名 称		
申 請 理 由		
変更(取消)の区分	変更(取消)前の内容	変更(取消)後の内容

福島市飯野イベント広場使用変更(取消)許可書		
年 月 日		
住 所		
団 体 名		
代表者氏名 (電話 ー 様)		
使用責任者		
福島市長 印		
次のとおり許可します。		
使 用 許 可	年 月 日	
行 事 等 の 名 称		
申 請 理 由		
変更(取消)の区分	変更(取消)前の内容	変更(取消)後の内容

福島市飯野イベント広場使用料減免申請書					
年 月 日					
福島市長					
申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話					
次のとおり申請します。					
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
使 用 施 設	イベント広場 ・ 放送設備				
行 事 等 の 名 称					
行 事 等 の 概 要					
申 請 理 由	福島市飯野イベント広場条例施行規則第5条第2項第 号による。				
備 考					

福島市飯野イベント広場使用料還付申請書					
年 月 日					
福島市長					
申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話					
次のとおり申請します。					
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
行 事 等 の 名 称					
申 請 理 由					
還 付 内 容	区 分	納入済額	還付申請額	還付額	備考
	広場専用	円	円	円	
	放送設備	円	円	円	
	合 計	円	円	円	
備 考					

福島市飯野イベント広場滅失(毀損)届 年 月 日 福島市長 届出者 住 所 団体名 代表者氏名 電 話 下記のとおり福島市飯野イベント広場の施設及び備付物件を滅失(毀損)したので届け 出ます。 記	
滅失(毀損)の日時	年 月 日()午前・午後 時 分頃
滅失(毀損)した施設 及 び 備 付 物 件	
滅失(毀損)した施設 及び備付物件の数量	
滅失(毀損)の状況	